委託業務に係る提案書の募集公告

次のとおり提案書の提出を募集する。

令和６年７月３日

石川県知事　　馳　　　　浩

１　業務概要

（１）業務名

令和６年度石川県デジタル化推進会議及び共助のビジネスモデル検討協議会運営支援業務

（２）業務内容

  ①石川県デジタル化推進会議

　　ア　令和６年度石川県デジタル化推進会幹事会（以下、「幹事会」という。）の運営・連絡調整に関する支援業務

イ　地域幸福度（Well Being）向上に向けた指標の活用支援

　　ウ　県広域データ連携基盤及びデジタル技術を活用した施策の具体化の支援

　　エ　本事業に係る効果測定

　　②共助のビジネスモデル検討協議会

　　ア　令和６年度共助のビジネスモデル検討協議会の運営に関する支援業務

　　イ　協議会の情報発信業務

（３）履行期間

契約締結日から令和７年３月３１日まで

２　本プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

　　次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（３）本プロポーザルに係る書面審査の実施日において、平成１０年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成９年石川県告示第５８１号）に基づき、令和６年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

（４）参加申込書の提出期限の翌日から本プロポーザルに係る提案書の審査実施日までのいずれの日においても石川県の指名停止措置を受けていない者であること。

（５）役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

（６）令和元年以降に、自治体が発注する当該業務と同種又は類似の業務を受託した実績を有し、全国的な見地から情報を収集し、本県各地域で参考となる事例を提供できるなど業務を遂行するに足る能力を有する者であること。

３　本プロポーザルの手続きに関する事項

1. プロポーザル実施要領等の配布

　　ア　配布する期間

令和６年７月３日（水）から同年７月１７日（水）まで

イ　配布する方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital/202407_proposal.html>

1. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問のある者は、実施要領に定める質問書により提出すること。

ア　受付期間及び方法

令和６年７月３日（水）から同年７月８日（月）午後５時までに石川県総務部デジタル推進監室（e120300@pref.ishikawa.lg.jp）に電子メールにより提出すること。

イ　回答方法

以下の石川県ホームページに掲載する。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital/202407_proposal.html>

４　参加の申込み及び提案書の提出に関する事項

（１）参加申込書及び提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領に定める参加申込書及び提案書に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

（２）提出期限

令和６年７月１７日（水）午後５時

（３）提出方法

電子メール（提出期限内必着とする。）により提出すること。

（４）提出先メールアドレス

　　　e120300@pref.ishikawa.lg.jp

５　その他

（１）詳細は、プロポーザル実施要領による。

（２）受託候補者の選定にあたっては、令和６年度石川県デジタル化推進会議及び共助のビジネスモデル検討協議会運営支援業務プロポーザル審査委員会において、提案書の内容を審査し、最も優れた提案をした者を受託候補者として選定する。

６　問合せ先

　　〒９２０－８５８０　金沢市鞍月１丁目１番地

　　石川県総務部デジタル推進監室

　　電話番号　０７６－２２５－１２４３

　　電子メール　e120300@pref.ishikawa.lg.jp